こ成環第22号 令和6年1月31日

都道府県知事公募団体

こども家庭庁長官

「令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費の国庫補助について」の一部改正について

標記については、令和5年5月26日こ成環第19号本職通知の別紙「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年1月1日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)に対する周知につき配慮願いたい。

新

旧

別紙

令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 (略)

(交付の目的)

2 この補助金は、この補助金は、NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出すための取組の検証に係る経費を補助することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。また、令和6年能登半島地震により被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的として、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置など、被災したこどもの居場所づくりに要する費用の補助を行うことにより、災害時であってもこどもが居場所を持てるようこどもの居場所づくりを推進することを目的とする。

別紙

令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則(令和5年内閣府令第41号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出すための取組の検証に係る経費を補助することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、令和5年5月10日こ成環第21号こども家庭庁成育局長通知の別紙「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業実施要綱」に基づき設置するNPO等と連携するこどもの居場所づくりモデル事業企画評価委員会による審査等を受け採択された、都道府県及び市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)(以下、「都道府県等」という。)並びに社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人(以下「社会福祉法人等」)が行う事業及び令和6年1月16日こ成環第9号こども家庭庁成育局長通知の別紙「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援・実施要綱」に基づき採択された、都道府県等並びに社会福祉法人等が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

4 (略)

(交付の対象)

3 この補助金は、令和5年5月10日こ成環第21号こども家庭庁成育局長通知の別紙「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業実施要綱」に基づき設置するNPO等と連携するこどもの居場所づくりモデル事業企画評価委員会による審査等を受け採択された、都道府県及び市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)(以下、「都道府県等」という。)並びに社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人及びその他の法人(以下「社会福祉法人等」)が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

新		旧	
	1 種目 NPO等と連携し たこどもの居場所 づくり支援モデル 事業	2 基準額 こども家庭庁長官 が必要と認めた額	3 対象経費 事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費 [諸謝金]、旅費、消 耗品費、燃料費、食 糧費、印刷製本費、 光熱水費、会議費、 光熱水費、会議費、 光熱水費、会議費、 過信運搬費]、委託 料、使用料及び賃借 料、備品購入費
	る対象経費名 (注) 基準額に 知する。 (注) 地方自行 職員及び師	i である。 は、500万円以内と	は、社会福祉法人等におけし、金額については別途通等について、会計年度任用されるものに限る。
(交付額の下限)	(交付額の下限)		

	IΒ
5 (略)	5 4に定める算定方法により算定された交付額が50万円に満たな
	い場合には、交付の決定を行わないものとする。
(補助金の概算払)	(補助金の概算払)
6 (略)	6 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の
	支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。
(交付の条件)	(交付の条件)
7 (略)	7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
	(1) 都道府県等が行う場合
	ア 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、
	こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
	イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の
	承認を受けなければならない。
	ウ 事業が予定の範囲内に完了しない場合又は事業の遂行が困難
	となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその
	指示を受けなければならない。
	エ 事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求が
	あったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
	オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円
	以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行
	令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に
	定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けな
	いで、この補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、
	貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
	カ こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより
	収入があった場合には、その収入の全部または一部を国庫に納

—————————————————————————————————————	IΒ
121	付させることがある。
	キ事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事
	業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとと
	もに、その効率的な運用を図らなければならない。
	ク補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助
	金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した
	場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式4により
	速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6
	月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。
	また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合に
	は、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
	ケ補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様
	式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出
	について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の
	額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、
	その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管してお
	かなければならない。
	ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価5
	0万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の
	期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適正化法施行令
	第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定め
	る期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければ
	ならない。
	(2) 社会福祉法人等が行う場合
	ア (1) に掲げる条件(ケを除く。)を適用する。ただし、オ
	の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替える

新	旧
	ものとする。 イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。 ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。
(申請手続) 8 (略)	(申請手続) 8 この補助金の交付の申請は、様式2による申請書に関係書類を添え て別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。
(変更申請手続) 9 (略)	(変更申請手続) 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、様式5により、それぞれ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。 なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。
(交付決定までの標準的期間)	(交付決定までの標準的期間)

新	旧
10 (略)	10 こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。
(実績報告) 11 (略)	(実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日(7の(1)のイにより事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、こども家庭庁長官に提出してによる。
(補助金の返還) 12 (略)	して行うものとする。 (補助金の返還) 12 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。
(その他) 13 (略)	(その他) 13 特別の事情により4、8、9及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新 旧 様式2 묽 番 묽 様式2 (元号) 年 月 Н (元号) 年 月 \exists こども家庭庁長官 殿 こども家庭庁長官 殿 道府県知 都 道 府 市 村 村 町 一部事務組合の管理者 一部事務組合の管理者 広 域 連 合 の 長 広域連合の長 社会福祉法人等の長 民間事業者等の長 令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの居場所づく り支援モデル事業費国庫補助金の交付申請について 令和5年度(令和4年度からの繰越分) NPO等と連携したこどもの居場所 づくり支援モデル事業費国庫補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請す る。 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請す る。 記 記 1 国庫補助金交付申請額 Н 金 1 国庫補助金交付申請額 円 金 2 添付書類 (1) 国庫補助金所要額調書(様式2-1) 2 添付書類 (2) 事業実施計画書(様式2-2) (1) 国庫補助金所要額調書(様式2-1) (3) 所要額内訳書(様式2-3) (4) 歳入歳出予算(見込) 書抄本 (2) 事業実施計画書(様式2-2) (注)予算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記 (3) 所要額内訳書(様式2-3) すること。なお、令和6年能登半島地震により被災したこどもの居場所づ (4) 歳入歳出予算(見込) 書抄本 くりに係る事業については提出不要 (注)予算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記 (5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること すること。 ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等 (5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること イ 役員名簿 ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等 ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産 イ 役員名簿 目録、正味財産増減計算書)、監事等による監査結果報告書及び事業実 ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産 績報告書

績報告書

(6) その他(事業内容について参考となる資料)

(注)令和6年能登半島地震により被災したこどもの居場所づくりに係る

※令和6年能登半島地震により被災したこどもの居場所づくりに係る事業については、添付書類(5)及び(6)は、応募時に提出したものから変更等が無けれ

<u>事業についてのみ提出必要</u> (6) その他(事業内容について参考となる資料)

ば、提出することを要しない。

目録、正味財産増減計算書)、監事等による監査結果報告書及び事業実

新	旧
美式 2 - 1 (略)	#式2-1 (本2) 日本
	ことも家庭庁長Eで機の類を記入び
	経事業費 寄付金 老月額 その他の (A-B) 収入予定額 収入予定額 (A-B) で欄の類を記入すること。
	差引額 (A-B) (A-B) (C-B) (A-B) (A-B) (C-B)
	国庫補助金所要額調書 対象経費 対象経費 対象経費 対象経費 対象経費 対象経費 対象経費 対象経費
	で 製 (型 (型 (型) (型) (型) (型) (型) (型)
	遊遊
	基本為 (C
	地 ら公共団体名又は 法人名 「単位:円) 下要額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

様式2-2 (略)	様式 2 - 2										
			事業	美実が	能計画	書					
							地	方公共団	体名又は	法人名	5.0
	事業の内容										200
	①事業名										20
	②国庫補助所要額 (株式2~1.のH裏の数)						千円				
	②事業実施予定期間	(元号)	年	月	В	から	(元号)	年	月	В	まで
	③ 事業の具体的 計画内容										
	⑤ 事業 の効果及び 活用方法										
	(注) 1 ①は、具体的な事業名を 2 ②は、実施する事業の事 当該棚に記入困難な場合は、 料があれば添付すること。	業項目、容体、	事業の記述する。	実施方式 ことも ^可	式等を具 可。また	,体的かっ 大事業(つ詳細に記え の実施に当か	しするこ さって参	と。 考となる)資	

新		旧	
式2-3 所要額内訳書 ① (略)	楼 龙2 — 3	所要額内訳書 ① 地	方公共団体名又は法人名
	1 対象経費支出予定額の経費区分	200	子定額
	報酬		円 円
	賃 金		円
	報償费[諸謝金]		円 円
	旅		円
	消耗品费		Ħ
	燃料費		円
	食糧费		円
	印刷製本サ		<u> </u>
	光熱水費		H
	会議费		<u> </u>
	役務典[雜役務典、通信運搬 委託料	(費)	円 円
	使用料及び賃借料		——————————————————————————————————————
	(備品購入費		円
	合 計		円
	2 寄付金その他の収入等の内訳		
	区分	収入等予定額	積算根拠
	寄付金	Я	
	その他	н	
	合 計	円	

新			旧	
様式2-3 所要額内訳書②	様式2-3			
			所要額內訳書 ②	
				地方公共団体名又は法人名
		対象経費		(単位:円)
	経費区分	支出予定額	積算内訳	備考
	(例)		(単価、人数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
	報質費			
	消耗品費			
	0 0 0			
		<u> </u>		
	合計 (注) [紅曲成	円 公工棚2つ4 赤色	 要綱の 4の表の第3欄に定められた対象経費に	- トルミオオオマァレ
	(社) 控責医	.77 J. 11994-143 V. 13CTV	安明的の 生の次の分の間解に足のわれのだ対象能質に	- み 7PL八 9 句 C C o

新		旧	
様式3	番 号 (元号) 年 月 日	様式3 ·	番 号 E号) 年 月 日
こども家庭庁長官 殿		こども家庭庁長官 殿	
	都 道 府 県 知 事 市 町 村 長 一部事務組合の管理者 広 域 連 合 の 長 社会福祉法人等の長	市 市 一部事 広 域	府 県 知 事 町 村 長 耳務組合の管理者 連 合 の 長 事業者等の長
令和5年度(令和4年度からの繰越分) N づくり支援モデル事業費国庫補助金の事業実統		令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と づくり支援モデル事業費国庫補助金の事業実績報告につ	
(元号) 年 月 日<発番>で交付決定を報告について、下記の関係書類を添えて報告を		(元号) 年 月 日<発番>で交付決定を受けた標報告について、下記の関係書類を添えて報告する。	雲記補助金に係る事業実績
記		記	
1 国庫補助金精算額 金	円	1 国庫補助金精算額 金	円
2 添付書類 (1)国庫補助金精算書(様式3-1) (2)事業実施報告書(様式3-2) (3)実支出額内訳書(様式3-3) (4)事業概略書(様式3-4) (5)歳入歳出決算(見込)書抄本 (注)決算(見込)書には、当該事業が付記すること。	- 係る経費である旨を関係部分に	 2 添付書類 (1) 国庫補助金精算書(様式3-1) (2) 事業実施報告書(様式3-2) (3) 実支出額内訳書(様式3-3) (4) 事業概略書(様式3-4) (5) 歳入歳出決算(見込)書抄本 (注)決算(見込)書には、当該事業に係る経費付記すること。 	骨である旨を関係部分に

新	旧
様式3-1 (略)	#式3-1 総事業費
	機、口線、口線、口線、口線、口線、口線、口線、 口線 交び E A A A A A A A A A A A A A A A A A A
	部内金 東の他の 東大 のの他の 東大 が必要と闘めた を担急い
	であるかない。 (A-B) (A-B) (A-B) (A-B) (A-B)
	た。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	国庫補助 金精算書 選定器 選定器
	海邊
	與 類 類 (c)
	所国 <u>国</u> 属
	及 国 国
	凌八 海 孫 孫 帝
	# 1
	(世)
	B <u> </u>

—————————————————————————————————————	旧
様式3-2 (略)	様式3-2 事業実施報告書
	地方公共団体名又は法人名
	①事業名
	②国庫補助精算額 (様式3-1のH欄の額) ③事業実施期間 (元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで
	②事業の具体的 実施内容
	⑤事業の効果
	(注) 1 ④は、実施した事業の事業項目・客体・事業の実施方式等を具体的かつ詳細に記入すること。当該 欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料が あれば添付すること。
	2 ⑤は、実施した事業の効果と活用方法を具体的に記入すること。 3 法人(地方公共団体が申請者の場合は不要)においては、⑥に地方自治体との連携や課題について、必ず記載すること

新		旧	
様式3-3 実支出額内訳書 ① (略)	様式3-3 実 支出額内訳書 ①		
		Ī	地方公共団体名又は法人名
			GATE AND EACH
		ļ	
	1 対象経費実支出額の)内訳	
	経費区分		実支出額
	報 酬		円
	賃 金		円
	報償費[諸謝金]		
	旅費		
	燃料費	<u> </u>	H H
	食糧費		円
	印刷製本費		H
	光熱水費		円
	会議費		Ħ
	役務費[雜役務費、通信運	[掀費]	円
	委託料		円
	使用料及び賃借料		Ħ
	備品購入費	<u> </u>	
	Π =1		[5]
	2 寄付金その他の収入	等の内訳	
	区分	収入等額	精算根拠
	寄付金		円
	その他		円
	(注)		円
	1 補助金対象経費のみ	は記入すること。 使途を本事業に限って受る	けている場合にのみ記入すること。

			 旧	
	Location		IP IP	
様式3-3 実支出額内訳書 ② (略)	様式3-3			
			実支出額内訳書 ②	
				地方公共団体名又は法人名
	経費区分	対象経費	積算内訳	(単位:円) 備考
		実支出額	1度昇(パロ) (単価、人数、回数等を詳細に記入するこ	
	(例)		(単価、人数、回数寺を詳細に記入りつと (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること	•)
	報 償 费 旅 费			
	消耗品费			
	0 0 0			
	合計	円		
	(注) 「経費区	分」欄には、交	付要綱の4の表の第3棚に定められた対象៖	経費により記入すること。

旧
様式3-4 事業概略書
事業名
事業目的
事 業 概 要
事業実施結果 及び効果
今後の 展 開

新	旧
様式4 番 号 (元号) 年 月 日	様式4 番 号 (元号) 年 月 日
こども家庭庁長官 殿	こども家庭庁長官 殿
都 道 府 県 知 事	都 道 府 県 知 事
市 町 村 長	市 町 村 長
一部事務組合の管理者	一部事務組合の管理者
広 域 連 合 の 長	広 域 連 合 の 長
社会福祉法人等の長	民間事業者等の長
令和5年度(令和4年度からの繰越分)消費税及び地方消費税に係る	令和5年度(令和4年度からの繰越分)消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書	仕入控除税額報告書
(元号) 年 月 日<発番>により交付決定があった令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金ついて、令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金交付要綱7の(1)クの規定に基づき、下記のとおり報告する。	(元号) 年 月 日<発番>により交付決定があった令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金ついて、令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金交付要綱7の(1)クの規定に基づき、下記のとおり報告する。
記	記
1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179
号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額	号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
<u>金</u> 円	金 円
2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る	2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る
仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)	仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 円	金 円
3 添 付 書 類	3 添 付 書 類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握	記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握
できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。	できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

新 旧 様式5 様式5 番 묽 (元号) 年 (元号) 月 年 こども家庭庁長官 殿 こども家庭庁長官 殿 道 府 一部事務組合の管理者 村 町 広域連合の長 一部事務組合の管理者 社会福祉法人等の長 広域連合の長 民間事業者等の長 令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの居場所づくり 支援モデル事業費補助金の変更交付申請について 令和5年度(令和4年度からの繰越分)NPO等と連携したこどもの (元号) 年 月 日<発番>をもって交付決定を受けた標記補助金について、下記の 居場所づくり支援モデル事業費補助金の変更交付申請について とおり変更されたく関係書類を添えて申請する。 日<発番>をもって交付決定を受けた標記補助金につい (元号) 年 月 て、下記のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。 1 今回追加交付(一部取消)申請額 Щ 国庫補助金既交付決定額 金 Щ 変更後国庫補助金所要額 2 変更を必要とする理由 1 今同追加交付(一部取消)申請額 Щ 3 添付書類 内訳 国庫補助金既交付決定額 (1) 国庫補助金所要額調書(様式5-1) 変更後国庫補助金所要額 (2) 事業実施計画書 ※様式2-2に準じ作成すること (3) 所要額内訳書 ※様式2-3に準じ作成すること 2 変更を必要とする理由 (4) 歳入歳出予算(見込) 書抄本 (注)予算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。なお、 3 添付書類 令和6年能登半島地震により被災したこどもの居場所づくりに係る事業については提 (1) 国庫補助金所要額調書(様式5-1) 出不要 (2) 事業実施計画書 ※様式2-2に準じ作成すること (5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等 (3) 所要額内訳書 ※様式2-3に準じ作成すること イ 役員名簿 (4) 歳入歳出予算(見込) 書抄本 ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財 (注)予算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。 (5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること

- 産増減計算書)、監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書
- 工 確認書(別紙)
- (注)令和6年能登半島地震により被災したこどもの居場所づくりに係る事業についての み提出必要
- (6) その他(事業内容について参考となる資料)
- ※令和6年能登半島地震により被災したこどもの居場所づくりに係る事業については、添付書 類(5)及び(6)は、応募時に提出したものから変更等が無ければ、提出することを要し ない。

- ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等
- イ 役員名簿
- ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目 録、正味財産増減計算書)、監事等による監査結果報告書及び事業実績報 告書
- (6) その他(事業内容について参考となる資料)

新	IΕ
₹5−1 (略)	李文5-1 本文5-1 本文5-1 本でで表の語場所 グベリ支援モデル 本文書 (注1) E欄には、こ (注2) F欄には、こ (注2) F欄には、こ (注4) 変質前の全線
	### 第一
	金 佐 (A-B) (A-B) (A-B) (A-B) (A-B) (A-B)
	対象経費 支出予定額 こと。 しい方の静を記入す
	123 AM
	脚画 本
	国庫補脚 所要落 H
	地方公共団体公文は後人名
	- 1 (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	成 改

新	旧
別紙 被災したこどもの居場所づくりに係る連携を行う都道府県等の確認書	
令和6年 月 日	
自治体(都道府県・市町村)	
担当部署 〇〇部〇〇課・室長	
NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業(被災したこどもの居場所づくり支援)に係る連携について	
<u>自治体(都道府県・市町村)</u> は、被災したこどもの居場所づくりにつき、	
下記団体がこども家庭庁事業に採択された場合には、その事業の円滑な実施を図	
る観点から、必要な連携・協力を行います。	
記	
1. 団体名:	
2. 代表者名:	
3. 所在地:	
4. 応募事業内容:	
以上	
自治体の担当(連絡先)	
<u>所属課・室:</u>	
<u>氏 名:</u> 電 話:	
E-mail:	